東芝テック株式会社

証券コード 6588

第**9**4期

報告書

2018年4月1日から2019年3月31日まで

\
111

■事業報告	1
■ 連結計算書類	24
■計算書類	27
■監査報告	30

▶連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.toshibatec.co.jp/)に掲載しておりますので、第94期報告書には記載しておりません。

(第94期定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、欧州及び中国では景気は減速いたしましたが、米国では景気は堅調に推移し、中国以外のアジアでは総じて景気は底堅く推移いたしました。また、日本経済は、輸出の伸び悩みや自然災害の影響はありましたが、個人消費及び設備投資が底堅く推移したことなどから、景気は緩やかに拡大いたしました。

このような状況下で、当社グループは「グローバルワンストップソリューション企業」を目指し、「原価低減加速、生産性向上による安定収益体制の構築」、「コアビジネスによる市場先行」及び「ソリューション・サービス事業拡大」に鋭意努めてまいりました。

売上高につきましては、国内市場向けPOSシステム及び海外市場向け複合機の減少や、国際チャート㈱が連結対象外となった影響などから、4,768億24百万円(前連結会計年度比7%減)となりました。また損益につきましては、国内市場向けPOSシステム及び海外市場向け複合機の減収などから、営業利益は179億89百万円(前連結会計年度比27%減)、経常利益は164億71百万円(前連結会計年度比28%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は112億11百万円(前連結会計年度比36%減)となりました。

当連結会計年度の各事業の経過及びその成果は、次のとおりであります。

事業別売上高及び構成比

事業区分	前連結会計年度 2017年4月1日から 2018年3月31日まで		当連結会計年度 2018年4月1日から 2019年3月31日まで		前連結会計年度比 増減	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
リテールソリューション	324,499	62	292,303	60	△32,196	△10
プリンティングソリューション	199,971	38	192,949	40	△7,022	△4
計	524,471	100	485,252	100	△39,219	△7
消 去	△11,181	_	△8,428	_	2,753	_
合 計	513,289	_	476,824	_	△36,465	△7

⁽注) 上記表及び以下に記載する事業別売上高は、事業間の売上消去前にて表示しております。

リテールソリューション事業

売上高 2.923億円 前連結会計年度比 10%減

主要な事業内容

国内及び海外市場向けPOSシステム、国内市場向け複合機、国内市場向けオートIDシステム、並びにそれらの関連商品の開発・製造・販売・保守サービス



国内及び海外市場向けPOSシステム、国内市場向け複合機、国内市場向けオートIDシステム、並びにそれらの関連商品などを取り扱っているリテールソリューション事業は、競合他社との競争激化が続く厳しい事業環境の中で、マーケットニーズにマッチした新商品の開発、主力・注力商品の拡販、エリア・マーケティングの推進、コスト競争力強化による収益体質向上などに鋭意注力いたしました。

国内市場向けPOSシステムは、人手不足を背景にセミセルフレジの売上が好調でしたが、前連結会計年度に大□物件が集中した反動から、売上は減少いたしました。

海外市場向けPOSシステムは、欧州で売上が減少しましたが、米州で売上が堅調に推移したことなどから、 為替の影響を除けば売上は前連結会計年度並みとなりました。

国内市場向け複合機は、販売台数が減少したことなどから、売上は減少いたしました。

国内市場向けオートIDシステムは、国際チャート㈱が連結対象外となった影響などから、売上は減少いたしました。

この結果、リテールソリューション事業の売上高は、2,923億3百万円(前連結会計年度比10%減)となりました。また、同事業の営業利益は、国内市場向けPOSシステムの減収などから123億23百万円(前連結会計年度比29%減)となりました。

プリンティングソリューション事業

売上高 1.929億円 前連結会計年度比 **4**%減

主要な事業内容

海外市場向け複合機、海外市場向けオートIDシステム、国内及び海外市場向けインクジェットヘッド、並びにそれらの関連商品の開発・製造・販売・保守サービス



海外市場向け複合機、海外市場向けオートIDシステム、国内及び海外市場向けインクジェットヘッド、並びにそれらの関連商品などを取り扱っているプリンティングソリューション事業は、競合他社との価格競争激化が続く厳しい事業環境の中で、戦略商品の拡販、バーティカル市場と新規事業領域の開拓の推進などに鋭意注力いたしました。

海外市場向け複合機は、中国を中心にアジアで売上が増加しましたが、米州及び欧州で売上が減少したことなどから、売上は減少いたしました。

海外市場向けオートIDシステムは、米州及びアジアで売上が増加したことから、売上は増加いたしました。 インクジェットヘッドは、中国で売上が増加したものの、国内及び北米で売上が減少したことなどから、売上 は減少いたしました。

この結果、プリンティングソリューション事業の売上高は、1,929億49百万円(前連結会計年度比4%減)となりました。また、同事業の営業利益は、海外市場向け複合機の減収や、販売費及び一般管理費増加の影響などから56億66百万円(前連結会計年度比22%減)となりました。

(注) オートIDシステムとは、ハード・ソフトを含む機器により、自動的にバーコード、ICタグなどのデータを取り込み、内容を 識別・管理するシステムをいいます。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は93億50百万円(前連結会計年度比14%増)であります。

- ① **当連結会計年度に完成した主要設備** 複合機用カラートナー生産設備の拡充。
- ② **当連結会計年度に継続中の主要設備の新設、拡充** POSシステム及び複合機の新製品の金型。
- ③ **重要な設備の売却、撤去、滅失等** 該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、設備投資などに自己資金を充当しており、当連結会計年度中に増資及び社債発行などの特別な資金調達は行っておりません。

P.24

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済は、米国では景気は引き続き堅調に推移し、欧州及びアジアでは景気は緩やかに減速するものと予想されます。また、日本経済は、輸出が減少するものの、個人消費及び設備投資が底堅く推移することなどから、景気は緩やかに拡大するものと予想されます。

このような状況下で、当社グループは「グローバルワンストップソリューション企業」を目指し、「原価低減加速、生産性向上による安定収益体制の構築」、「コアビジネスによる市場先行」及び「ソリューション・サービス事業拡大」に、グループー丸となって取り組む所存でございます。

2019年度(第95期)における各事業の主要施策は、以下のとおりでございます。

・リテールソリューション事業

主力商品である国内及び海外市場向けPOSシステム、国内市場向け複合機、国内市場向けオート IDシステム、並びにそれらの関連商品の拡販と、トータルソリューションの提供に向けて、マーケットニーズにマッチした新商品の開発・投入、地域に即した営業・マーケティングの展開、サービス事業・サプライ事業の強化、販売サービス網の最適化などにより、事業拡大を進めてまいります。

・プリンティングソリューション事業

主力商品である海外市場向け複合機、海外市場向けオートIDシステム、国内及び海外市場向けインクジェットヘッド、並びにそれらの関連商品の拡販と、幅広い商品群・マーケットを活かしたトータルソリューションの提供に向けて、戦略的新商品の開発・投入、地域に即した営業・マーケティングの展開、販売サービス網の最適化、新興国事業の強化などにより、収益体質の強化に努めてまいります。

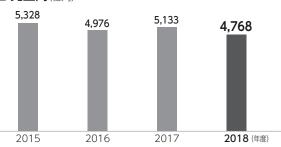
株主の皆様には格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

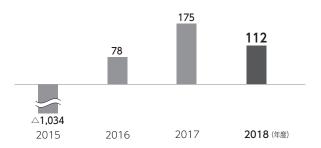
区分		2015年度 第91期	2016年度 第92期	2017年度 第93期	2018年度 第94期 (当連結会計年度)
売 上 高	(百万円)	532,818	497,611	513,289	476,824
営 業 利 益	(百万円)	1,601	14,649	24,546	17,989
営業利益率	(%)	0.3	2.9	4.8	3.8
経常利益(△損失)	(百万円)	△2,298	12,534	22,768	16,471
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△損失)	(百万円)	△103,449	7,758	17,512	11,211
1株当たり当期純利益(△損失	(円)	△1,883.46	141.21	318.73	204.00
総資産	(百万円)	281,615	269,393	282,630	275,055
純 資 産	(百万円)	70,359	76,047	93,215	100,758

⁽注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。2015年度の期首に当該株式併合が 行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益(△損失)」を算出しております。

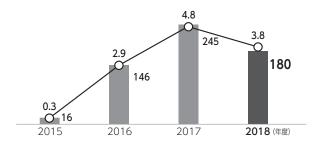




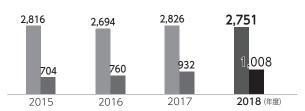
2015 2016 2017 **2018** (年度) **割会社株主に帰属する当期純利益(△損失)** (億円)



■ 営業利益(億円) ○ 営業利益率(%)



■ 総資産(億円) ■ 純資産(億円)



P.24

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2019年3月31日現在)

① 親会社の状況

・親会社との関係

親会社名	資本金	当社に対する 議決権比率 (%)	当社との関係
(株) 東 芝	200,044百万円	直接 52.6 間接 0.1	資金運用のための預け入れ

・親会社との取引に関する事項

当社は、当社グループにおける効率的な資金運用のために㈱東芝に対して資金の預け入れを行っておりますが、資金の預け入れについては、同社以外からも金利の提示を受け、市場の実勢レート等を勘案して決定しております。

このことから、当社取締役会は、親会社との当該取引が、当社独自の経営判断で決定されており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考え、当社の利益を害するものではないと判断しております。

・親会社グループにおける当社の位置づけ

当社は、東芝グループにおいて、リテール&プリンティングソリューション事業を担い、開発・製造・販売などの事業全般に亘り、当社主体の事業運営を行っております。研究開発、相互の商品・部品供給、営業活動など、㈱東芝及び東芝グループ各社とは広範な事業協力関係にありますが、上場会社として、独立性を維持・確保する中で、今後とも連携を図ってまいります。

② 重要な子会社の状況

下記の重要な子会社を含め、当連結会計年度の連結子会社は81社(前連結会計年度比2社増)であります。

				(0)) (0)
会社名	資本金または出資金	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容	所在地
東芝アメリカビジネスソ リューション社	307,673千 米ドル	50.1	プリンティングソリューション事業	米国
東芝テック深圳社	20,158千 米ドル	95.7	プリンティングソリューション事業	中国
東芝グローバルコマース ソ リ ュ ー シ ョ ン 社	360,000千 米ドル	* 100.0	リテールソリューション事業	米国
東 芝 テ ッ ク ソリューションサービス(株)	200百万円	100.0	リテールソリューション事業	東京都品川区
東 芝 テ ッ ク 香 港 調達・物流サービス社	2,000千 香港ドル	100.0	プリンティングソリューション事業	中国
東 芝 テ ッ ク ド イ ツ 画 像 情 報 シ ス テ ム 社	11,000千 ユーロ	100.0	プリンティングソリューション事業	ドイツ

会社名	資本金または出資金	当社の議決権 比率(%)	主要な事業内容	所在地
東芝テックシンガポール社	40,000千 シンガポールドル	100.0	リテールソリューション事業	シンガポール
東 芝 テ ッ ク フ ラ ン ス 画 像 情 報 シ ス テ ム 社	41,515千 ユーロ	100.0	プリンティングソリューション事業	フランス
テックインドネシア社	1,500千 米ドル	* 100.0	リテールソリューション事業	インドネシア
東芝テックヨーロッパ 流 通 情 報 シス テム 社	3,361千 ユーロ	* 100.0	リテールソリューション事業	ベルギー
東芝グローバルコマース ソリューション・オランダ社	18千 ユーロ	* 100.0	リテールソリューション事業	オランダ
東芝ァック英国画像情報システム社	26,117千 スターリングポンド	100.0	プリンティングソリューション事業	英国
東芝テックマレーシア製造社	35,000千 マレーシアリンギット	100.0	プリンティングソリューション事業	マレーシア
テックインフォメーション シ ス テ ム ズ (株)	140百万円	100.0	リテールソリューション事業	伊豆の国市
㈱ テーイーアール	20百万円	* 100.0	リテールソリューション事業	東京都品川区
東芝グローバルコマース ソリューション・メキシコ社	689,087千 メキシコペソ	* 100.0	リテールソリューション事業	メキシコ
東芝グローバルコマース ソリューション・ホールディングス㈱	100百万円	* 100.0	リテールソリューション事業	東京都品川区

⁽注) ①当社の議決権比率の内、*印は間接所有を含めて表示しております。 ②特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

主要な事業内容は、「1. 当社グループの現況に関する事項(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

P.24

(8) 主要な営業所及び工場(2019年3月31日現在)

① 当社

			区分				名称、所在地
本						社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
開	発	•	製	造	拠	点	静岡事業所(三島市、伊豆の国市)
販		売		拠		点	東北支社(仙台市)、北関東支社(さいたま市)、東京支社(東京都品川区)、中部支社(名古屋市)、関西支社(大阪市)、中四国支社(広島市)、 九州支社(福岡市)他45支店・営業所

② 重要な子会社

重要な子会社の所在地は、「1. 当社グループの現況に関する事項(6)重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
リテールソリューション	9,238	73 (増)
プリンティングソリューション	10,182	114 (増)
当 社 本 社 部 門	560	13 (増)
合 計	19,980	200 (増)

⁽注) 従業員数は、就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

(12) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

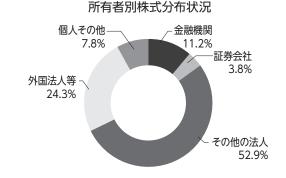
200.000.000株

(2) 発行済株式の総数

54,958,335株(自己株式2,670,805株を除く)

(3) 株主数

9,175名



(4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
東 芝	28,827	52.5
ゴールドマンサックスインターナショナル	1,649	3.0
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レ ギ ュ ラ ー ア カ ウ ン ト	1,636	3.0
バンク オブ ニユーヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジエイピーアールデイ ア イ エ ス ジ ー エ フ イ ー ー エ イ シ ー	1,395	2.5
ク レ デ ィ ・ ス イ ス 証 券 ㈱	1,323	2.4
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	1,140	2.1
ジェイピー モルガン バンク ルクセンブルク エ ス エ イ 1300003	1,123	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口)	934	1.7
東芝テック社員持株会	924	1.7
U - I I I I I I I I I I I I I I I I I I	854	1.6

⁽注) 持株比率は、自己株式を除いた発行済株式総数により算定しております。

(5) その他会社の株式に関する重要な事項

当社は、2018年10月1日をもって、普通株式5株を1株に併合するとともに、発行可能株式総数を1,000,000,000株から200,000株に変更いたしました。また、同日付で、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項(2019年3月31日現在)

(1) 新株予約権等の状況

名称 (割当日)	行使期間	新株予約権 の数(個)	目的となる株式の数(株)	1株当たり 払込金額(円)	1株当たり 行使価額(円)
第4回株式報酬型新株予約権 (2011年8月2日)	2011年8月3日から2041年8月2日まで	9	1,800	1,580	1
第5回株式報酬型新株予約権 (2012年8月2日)	2012年8月3日から2042年8月2日まで	11	2,200	1,455	1
第6回株式報酬型新株予約権 (2013年7月31日)	2013年8月1日から 2043年7月31日まで	10	2,000	2,750	1
第7回株式報酬型新株予約権 (2014年7月31日)	2014年8月1日から 2044年7月31日まで	25	5,000	3,335	1
第8回株式報酬型新株予約権 (2015年7月29日)	2015年 7 月30日から 2045年 7 月29日まで	22	4,400	3,010	1
第9回株式報酬型新株予約権 (2016年8月31日)	2016年9月1日から 2046年8月31日まで	59	11,800	2,015	1
第10回株式報酬型新株予約権 (2017年8月9日)	2017年 8 月10日から 2047年 8 月 9 日まで	54	10,800	3,025	1
第11回株式報酬型新株予約権 (2018年8月9日)	2018年8月10日から 2048年8月9日まで	78	15,600	3,195	1

⁽注) ①上記の新株予約権は、業務執行取締役及び執行役員に割り当てたものです。この新株予約権を割り当てられた取締役及び執行役員は、原則として、行使期間内で、かつ取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権の全数を一括して行使することができます。

②当社は、2018年10月1日をもって、株式併合を実施するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。これに伴い、「目的となる株式の数」及び「1株当たり払込金額」が調整されております。

(2) 取締役及び執行役員が保有する新株予約権等の状況

名称	業務執行	取締役	執行役員(取締役兼務者を除く)		
一 柳	新株予約権の数(個)	保有者数(名)	新株予約権の数(個)	保有者数(名)	
第4回株式報酬型新株予約権	9	1		_	
第5回株式報酬型新株予約権	11	1	<u> </u>	_	
第6回株式報酬型新株予約権	6	1	4	1	
第7回株式報酬型新株予約権	13	2	12	3	
第8回株式報酬型新株予約権	13	2	9	3	
第9回株式報酬型新株予約権	29	3	30	5	
第10回株式報酬型新株予約権	26	4	28	7	
第11回株式報酬型新株予約権	38	7	40	10	

⁽注) 業務執行取締役以外の取締役及び監査役は、新株予約権を保有しておりません。

(3) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

当社は、上記の第11回株式報酬型新株予約権に関して、業務執行取締役7名に38個を、執行役員(取締役兼務者を除く)10名に40個を、2018年8月9日付にて割り当てました。

なお、業務執行取締役以外の取締役、監査役及び従業員、並びに子会社の役員及び従業員に割り当てた新株予 約権は、ありません。

(4) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (2019年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社 長	池田隆之	社長執行役員、リスク・コンプライアンス統括責任者(CRO) 指名・報酬諮問委員会委員
取締役	坂 邊 政 継	専務執行役員、社長補佐、経営企画・内部管理体制推進担当、 イノベーション推進部長、経営変革統括責任者 指名・報酬諮問委員会委員
取締役	井 上 幸 夫	常務執行役員、財務統括責任者(CFO)、財務部長
取締役	内 山 昌 巳	常務執行役員、リテール・ソリューション事業本部長
取締役	山 田 雅 広	常務執行役員、プリンティング・ソリューション事業本部長
取締役	山口直大	執行役員、品質・環境担当、生産・調達・SCM統括センター長、 全社生産統括責任者 東芝テック深圳社 董事長
取締役	金 田 仁	執行役員、法務担当、総務部長
取締役	長谷川 直 人	㈱東芝 執行役常務、内部管理体制推進部担当、広報・IR部担当
社外取締役	桑原道夫	指名・報酬諮問委員会委員長 東京外国語大学 監事
社外取締役	長瀬 眞	指名・報酬諮問委員会委員 ㈱ハピネット 社外取締役 三菱地所㈱ 社外取締役
監 査 役	川澄晴雄	(常勤)
監 査 役	佐藤吉成	(常勤)
社外監査役	田渕秀夫	_
社外監査役	奥 宮 京 子	弁護士 森永乳業㈱ 社外取締役 ルネサスエレクトロニクス㈱ 社外取締役

- (注) ①2018年6月26日付にて、取締役 丹黒浩氏、同 松本敏史氏、同 谷嶋和夫氏、同 秋葉慎一郎氏及び社外監査役 大内 猛彦氏は、任期満了により退任いたしました。
 - ②2018年6月26日付にて、内山昌巳氏、山田雅広氏、金田仁氏及び長谷川直人氏は取締役に、奥宮京子氏は社外監査役に、新たに就任いたしました。
 - ③監査役 川澄晴雄氏及び同 佐藤吉成氏は、当社の経理・財務に関する業務に長年に亘り従事した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ④当社は、社外取締役 桑原道夫氏、同 長瀬眞氏、社外監査役 田渕秀夫氏及び同 奥宮京子氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。

⑤2019年4月1日付にて、次のとおり担当及び重要な兼職の状況に変更がありました。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	
取締役	長谷川 直 人	東芝総合人材開発㈱、常務取締役	

⑥当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の員数は17名で、上記の取締役兼務者を除く執行役員の構成は、執行役員 川村悦郎氏、同 鈴木道雄氏、同 日吉武司氏、同 江口健氏、同 古山浩之氏、同 河野英治氏、同 小山幸男氏、同 鈴木淳史氏、同 武井純一氏及び同 平等弘二氏の10名となっております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

		区分			支給人員(名)	報酬等の額(百万円)
取(内、	社	締 外 取	締	役 役)	12 (2)	201 (16)
監(内、	社	查 外 監	查	役 役)	5 (3)	51 (12)

- (注) ①当事業年度末現在の取締役10名及び監査役4名(内、社外取締役2名及び社外監査役2名)と当事業年度中に退任された取締役4名及び監査役1名(内、社外監査役1名)とを合わせ、このうち、無報酬の非業務執行取締役2名を除いて表示しております。
 - ②報酬等の額には、以下を含めております。
 - ・当事業年度の貸借対照表に計上した役員賞与引当金繰入額 取締役10名 16百万円 監査役2名 3百万円
 - ・当事業年度中に交付した以下の株式報酬型新株予約権 取締役7名 24百万円

なお、社外役員に対する役員賞与の支給及び株式報酬型新株予約権の交付はありません。

③上記報酬等の額のほか、前事業年度に係る役員賞与として、前事業年度に係る事業報告に記載した役員賞与引当金繰入額(取締役7名に対し25百万円、監査役2名に対し5百万円)に加え、当事業年度中に下表のとおり支給しております。なお、下表は、前事業年度末時点の取締役10名及び監査役4名(内、社外取締役2名及び社外監査役2名)のうち、役員賞与の支給対象外である取締役3名及び監査役2名(内、社外取締役2名及び社外監査役2名)を除いて表示しております。

	区分		支給人員(名)	役員賞与額(百万円)
取(卢	締 3、 社 外 取	役 締 役)	7 (-)	6 (-)
監(ア	查 3、 社 外 監	役 査 役)	2 (-)	1 (-)

- ④取締役の報酬額は、年額300百万円以内(内、社外取締役42百万円以内)であります(2016年6月24日開催の第91期定時株主総会決議)。また、業務執行取締役に対する株式報酬型新株予約権に係る報酬額は、年額30百万円以内であります(2016年6月24日開催の第91期定時株主総会決議)。
- ⑤監査役の報酬額は、年額110百万円以内であります(2016年6月24日開催の第91期定時株主総会決議)。

P.24

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係等

社外取締役 桑原道夫氏は、東京外国語大学の監事を兼務しております。東京外国語大学と当社との間に開示すべき関係はありません。

社外取締役 長瀬眞氏は、㈱ハピネットの社外取締役及び三菱地所㈱の社外取締役を兼務しております。㈱ハピネット及び三菱地所㈱と当社との間に開示すべき関係はありません。

社外監査役 奥宮京子氏は、森永乳業㈱の社外取締役及びルネサスエレクトロニクス㈱の社外取締役を兼務しております。森永乳業㈱及びルネサスエレクトロニクス㈱と当社との間に開示すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況				
社外取締役	桑原道夫	当事業年度に開催した取締役会12回の全て(100%)に出席いたしました。取締役会において意思決定の妥当性などを確保するための発言を適宜行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。				
社外取締役	長 瀬 眞	当事業年度に開催した取締役会12回の内11回(92%)に出席いたしました。取締役会において意思決定の妥当性などを確保するための発言を適宜行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。				
社外監査役	田渕秀夫	当事業年度に開催した取締役会12回及び監査役会13回の全て(100%)に出席いたしました。取締役会においては意思決定の適正性などを確保するための発言を、監査役会においては決議事項及び報告事項に関して必要な発言を適宜行っております。				
社外監査役	奥 宮 京 子	就任後に開催した取締役会10回及び監査役会10回の全て(100%)に出席いたしました。取締役会においては意思決定の適正性などを確保するための発言を、監査役会においては決議事項及び報告事項に関して必要な発言を適宜行っております。				

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 桑原道夫氏、同 長瀬眞氏、社外監査役 田渕秀夫氏及び同 奥宮京子氏との間で、会 社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を限度として、損害賠償責 任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項 (2019年3月31日現在)

(1) 会計監査人の名称

PWCあらた有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額(百万円)
当社の会計監査人としての報酬等の額	144
当社グループが支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	161

- (注) ①当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
 - ②監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査体制、リスクの認識及び監査手法等の評価を行い、また、社内関係部門から 必要な資料を入手し報告を受け、報酬見積りの算出根拠の妥当性について検討を行った上、会計監査人の報酬等の額について 同意いたしました。
 - ③「1. 当社グループの現況に関する事項(6)重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載する子会社の内、 全ての海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合、監査役全員の同意に基づき解任いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定し、株主総会に提出いたします。

(6) その他会計監査人に関する重要な事項

該当事項はありません。

P.24

6. 会社の体制及び方針(2019年3月31日現在)

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正 を確保するための体制

当社グループの業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア、取締役会は、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「グループ行動基準」を策定 し、取締役及び執行役員は、高い倫理観と遵法の精神をもって「グループ行動基準」を遵守する。
 - イ. 取締役会は、定期的に取締役及び執行役員から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について 取締役及び執行役員に随時取締役会で報告させる。
 - ウ. 取締役会は、経営監査部門長から定期的に経営監査結果の報告を受ける。
 - 工、監査役は、定期的に取締役及び執行役員のヒアリングを行うとともに、経営監査部門長から経営監査結果 の報告を受ける。
 - オ. 監査役は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について取締役及び執行 役員から直ちに報告を受ける。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役及び執行役員は、「情報セキュリティ管理基本規程」、「書類保存年限に関する規程」等に基づき、 経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。
 - イ、取締役及び執行役員は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報を取締役、執 行役員及び監査役が閲覧できるシステムを整備する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. Chief Risk-Compliance Management Officer (以下、CROという。) は、「リスク・コンプライアンス マネジメント基本規程 に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのクラ イシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。施策の立案・推進にあたってはその実効性を確認・改 善することにより、当社グループ全体の損失の危険の管理を適切に行う。
 - イ、取締役及び執行役員は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリ スク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進す る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、取締役及び執行役員が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を承認する。
 - イ. 取締役会は、取締役及び執行役員の権限、責任の分配を適正に行い、取締役及び執行役員は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき従業員の権限、責任を明確化する。
 - ウ. 取締役及び執行役員は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
 - エ. 取締役及び執行役員は、「取締役会規則」、「権限基準」等に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行う。
 - オ. 取締役及び執行役員は、当社及び子会社の適正な業績評価を行う。
 - カ. 取締役及び執行役員は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決定システム等の情報処理システムを適切に運用する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア.取締役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、従業員に「グループ行動基準」を遵守させる。
 - イ. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。
 - ウ. 当社は、役員及び従業員が当社の違法行為に接した場合、当社に対して通報できる制度(以下、内部通報制度という。)を設置し、取締役及び執行役員は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「グループ行動基準」に明記する。
- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 当社は、独立性を維持・確保する中で、親会社と適切な連携を図りながら、業務の適正を確保するための体制を整備する。
 - イ. 子会社は、「グループ行動基準」を採択、実施し、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備する。
 - ウ. 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告が 行われる体制を構築する。
 - エ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させる。
 - オ. 国内の子会社は、「グループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築する。
 - カ. 当社は、必要に応じ子会社の効率的職務執行状況及び業務プロセスを対象とした経営監査を実施する。
 - キ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について 適正かつ効率的に配分する体制を構築する。

監査役の職務の執行のために必要なもの

- ② 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 ア. 取締役及び執行役員は、監査役の職務を補助するため監査役室を設置する。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ア. 取締役及び執行役員は、監査役室の所属従業員の人事等について、監査役と事前協議を行う。当該従業員は、もっぱら監査役の指揮命令に従う。
- ⑨ 監査役への報告に関する体制
 - ア. 取締役、執行役員、従業員は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、経営、業績に影響を及 ぼす重要な事項が生じたとき、監査役に対して都度報告を行う。
 - イ. 国内の子会社は、「グループ監査役連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を監査役に報告をする。
 - ウ. 取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。
- ⑩ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ア. 監査役に報告をした当社グループの役員及び従業員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査役に対する報告等に関する規程」に明記する。
- ① 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用 又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ア. 当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等を請求した時は、担当部門が審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。
- ② その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行う。
 - イ. 取締役、執行役員、従業員は、定期的な監査役の往査・ヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
 - ウ. 経営監査部門長は、期初に経営監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、経営監査結果を監査 役に都度報告する。

- エ. 監査役は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
- オ、取締役及び執行役員は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査役に説明を行う。
- カ. 取締役社長は、経営監査部門長の独立性確保に留意し、経営監査部門長の人事について、監査役に事前連絡、説明を行う。
- キ、取締役及び執行役員は、業務プロセスを対象とした経営監査の実施結果を監査役に都度報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループの業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役及び執行役員は、取締役会が策定した「グループ行動基準」に則り、高い倫理観と遵法の精神をもって職務を執行しております。
 - イ. 取締役会は、定期的に取締役及び執行役員から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について 取締役及び執行役員に随時取締役会で報告させております。
 - ウ. 取締役会は、経営監査部門長から半期に1回経営監査結果の報告を受けております。
 - エ. 監査役は、定期的に取締役及び執行役員に対しヒアリングを行っております。また、監査役は、経営監査 部門長から経営監査結果について都度報告を受けております。
 - オ. 当社は、「監査役に対する報告等に関する規程」に取締役、執行役員及び従業員が監査役に対して報告すべき事項を定め、監査役が重要な法令違反等について取締役、執行役員及び従業員から報告を受けるための体制を整備しております。また、監査役は、個別の事案に関して、必要に応じて関係部門に情報提供を求め報告を受けております。なお、当事業年度において、重大な法令違反に関する報告はありませんでした。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役及び執行役員は、取締役会資料、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等を、「情報セキュリティ管理基本規程」、「書類保存年限に関する規程」等に基づき適切に保存、管理しております。
 - イ. 取締役及び執行役員は、取締役会資料、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報を、文書または電子データの形式により一覧性・検索性の高い状態で保存、管理し、取締役、執行役員及び監査役が容易に閲覧できる状態を維持しております。

P.24

監査報告

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として半期に1回リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社グループのクライシスリスク管理及びコンプライアンスに係る重点施策等(以下、施策等という。)を審議、決定するとともに、施策等の実行に必要な体制を構築し、施策等を推進しております。また、CROは、リスク・コンプライアンス委員会で定期的に施策等の実行フォローを行い実効性の確認を行うとともに、必要に応じて施策等を改善することにより、当社グループ全体の損失の危険を最小化するよう努めております。
- イ. 取締役及び執行役員は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進しております。また、特にビジネスリスクが想定される案件については、ビジネスリスクの評価プロセスの妥当性、他に検討すべきリスク、対応策の妥当性等について検討した上で、必要な施策を立案、推進しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、取締役及び執行役員が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を、実現可能性及び基本方針との整合性等について審議した上で、承認しております。
- イ. 取締役会は、取締役及び執行役員の権限、責任の分配を適正に行い、取締役及び執行役員は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき従業員の権限、責任を明確化しております。
- ウ. 取締役及び執行役員は、取締役会から与えられた自らの権限及び責任に基づき、各部門、各従業員の具体 的目標、役割を設定しております。
- エ. 取締役及び執行役員は、「取締役会規則」、「権限基準」等に基づき、案件の重要性に応じて取締役会、経営会議、経営決定書等の適切な決定機関で審議の上、業務の決定を行っております。
- オ. 取締役及び執行役員は、半期及び年度毎に経営会議等で審議の上、当社及び子会社の業績評価を適切に行っております。
- カ. 当社は、情報セキュリティ強化の観点から、「情報セキュリティ管理基本規程」等を定め、情報の適正な 管理を実施しており、取締役及び執行役員は、当該規程等に基づき、情報セキュリティ体制の強化を推進 するとともに、経理システム、決定システム等の情報処理システムを適切に運用しております。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役社長は、「グループ行動基準」や会計コンプライアンス等をテーマとするeラーニング教育及び階層 別教育等を、当社グループの役員及び従業員に対し定期的かつ必要に応じ実施することにより、役員及び 従業員に「グループ行動基準」の遵守を徹底しております。
 - イ. 上記「③損失の危険の管理に関する規程その他の体制 ア. 」に記載のとおりであります。
 - ウ. 当社は、リスク・コンプライアンス部門及び社外の弁護士事務所を窓口とする内部通報制度を設置するとともに、当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「グループ行動基準」及び「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に定めております。取締役及び執行役員は、内部通報制度を活用し、問題の早期発見と適切な対応を行うとともに、役員及び従業員による当該制度の利用を促進するため、社内のイントラネット等で当該制度の周知を図っております。また、取締役及び執行役員は、内部通報制度への通報実績を適宜監査役に報告しております。なお、当事業年度において重大な法令違反等に関する報告はありませんでした。
- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 当社は、東芝グループにおいて、リテール&プリンティングソリューション事業を担い、開発・製造・販売などの事業全般に亘り、当社主体の事業運営を行っております。研究開発、相互の商品・部品供給、営業活動など、㈱東芝及び東芝グループ各社とは広範な事業協力関係にありますが、上場会社として、独立性を維持・確保する中で、今後とも連携を図ってまいります。
 - イ. 子会社は、当社の要請に基づき「グループ行動基準」を採択、実施しており、各国の法制、事情に応じ内 部通報制度を整備しております。また、当社は、子会社に対し、「グループ行動基準」や会計コンプライ アンス等をテーマとするeラーニング教育及び階層別教育等を、子会社の役員及び従業員に対し定期的か つ必要に応じて実施するよう要請しており、子会社は、当社の要請に応じ当該教育等を実施しておりま す。
 - ウ. 当社は、子会社に対し、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「権限基準」及び「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告し、または当社の事前承認を得るよう周知、徹底しております。
 - エ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させております。また、当社は、子会社を対象にした自主モニタリングシステムを導入しており、各子会社は、当該システムにより自社の内部管理体制の整備・運用状況を確認し、必要な改善対応を実施しております。当社は、当該システムを通じて各子会社における内部管理体制の状況を確認し、各子会社に対して必要な指導・支援を実施しております。
 - オ. 国内の子会社は、「グループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築しております。

- カ. 経営監査部門長は、監査計画に従い、子会社の効率的職務執行状況及び業務プロセスを対象とした経営監 査を実施し、監査結果を取締役社長及び監査役等に報告しております。また、子会社の取締役社長に監査 結果を通知するとともに、監査指摘事項への対応状況を確認し、取締役社長及び監査役等に報告しており ます。
- キ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について 適正かつ効率的に配分する体制を構築することにより、当社グループの利益の最大化を図っております。

監査役の職務の執行のために必要なもの

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ア、取締役及び執行役員は、監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、従業員2名を専任者として配置 しております。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ア、取締役及び執行役員は、監査役室の所属従業員の人事等について、監査役と事前協議を行っております。 当該従業員は、監査役室の専任者であり、もっぱら監査役の指揮命令に従って業務を行っております。
- ⑨ 監査役への報告に関する体制
 - ア、取締役、執行役員及び従業員は、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたときは、「監査役に対す る報告等に関する規程」に基づき、監査役に対して都度報告を行っております。
 - イ. 国内の子会社は、当事業年度中に2回開催された「グループ監査役連絡会」や当社監査役による往査等を 通じ、定期的に当該子会社の状況等を監査役に報告しております。
 - ウ、取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供し、監査役は出席した会議にお いて必要な発言を適宜行っております。
- ⑩ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体 制
 - ア、当社は、監査役に報告をした当社グループの役員及び従業員については、報告を行ったことを理由に、不 利な取扱いをしないことを「監査役に対する報告等に関する規程」に定めております。
- 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用 又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ア、当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法第388条及び「監査役監査基準」に基づく 費用の前払等を請求した時は、担当部門が審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に 必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を監査役に支払うための処理を行っておりま す。

- ② その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役社長は、監査役が定める「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき、定期的かつ必要に応じて監査役と情報交換等を行っております。
 - イ. 取締役、執行役員及び従業員は、定期的な監査役の往査・ヒアリング等を通じ、職務執行状況を適切に監 査役に報告しております。
 - ウ. 経営監査部門長は、期初に経営監査の方針及び計画について監査役と事前協議を行い、当該協議に基づき 経営監査を実施するとともに、経営監査結果を監査役に都度報告しております。
 - エ. 監査役は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について、定期的に会計 監査人に説明及び報告を行わせております。
 - オ. 取締役及び執行役員は、期末決算及び四半期決算について、取締役会の承認等の前に必ず監査役に説明を 行っております。
 - カ. 取締役社長は、経営監査部門長の独立性確保に留意し、経営監査部門長の人事については、監査役に事前 連絡及び説明を行った上で、決定しております。
 - キ. 取締役及び執行役員は、内部統制関連部門による業務プロセスを対象とした監査の実施結果等を、監査役に都度報告しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

・剰余金の配当

剰余金の配当については、中長期的な成長のための戦略的投資などを勘案しつつ、連結配当性向30%程度を目標とし、配当の継続的な増加を目指してまいります。

当事業年度に係る剰余金の配当については、上記の基本方針を踏まえつつ、業績の動向、財務体質などを総合的に勘案し、中間配当は1株当たり20円、期末配当は1株当たり30円とし、年間配当は前事業年度に比べ10円増配して1株当たり50円とさせていただきます。

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。前事業年度の期首に当該株式 併合が行われたと仮定して、上記の剰余金の配当を算定しております。

自己株式の取得

自己株式の取得については、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、適切に実施してまいります。

⁽注) 事業報告中の記載金額は、億円単位は表示単位未満を四捨五入、百万円単位は表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、事業報告中の株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

P.24

計算書類

P.27

監査報告

P.30

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	189,263
現金及び預金	45,501
グループ預け金	9,996
受取手形及び売掛金	60,054
商品及び製品	34,775
仕掛品	1,905
原材料及び貯蔵品	6,584
その他	31,888
貸倒引当金	△1,443
固定資産	85,792
有形固定資産	28,290
建物及び構築物	6,152
機械装置及び運搬具	10,050
工具、器具及び備品	5,917
土地	1,269
リース資産	4,121
建設仮勘定	779
無形固定資産	13,746
のれん	3,691
顧客関連資産	497
その他	9,557
投資その他の資産	43,755
投資有価証券	4,008
退職給付に係る資産	2,459
繰延税金資産	22,653
その他	14,787
貸倒引当金	△153
資産合計	275,055

	(羊位・ロ/バリ
科目	金額
負債の部	
流動負債	126,774
支払手形及び買掛金	56,215
短期借入金	383
リース債務	4,054
未払金	22,834
未払法人税等	1,800
その他	41,486
固定負債	47,523
リース債務	4,747
退職給付に係る負債	34,621
その他	8,154
負債合計	174,297
純資産の部	
株主資本	79,599
資本金	39,970
利益剰余金	45,103
自己株式	△5,474
その他の包括利益累計額	11,298
その他有価証券評価差額金	1,835
繰延ヘッジ損益	21
為替換算調整勘定	9,111
最小年金負債調整額	△458
退職給付に係る調整累計額	788
新株予約権	147
非支配株主持分	9,712
純資産合計	100,758
負債純資産合計	275,055

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

		(半位・日/)口/
科目	金	額
売上高		476,824
売上原価		278,464
売上総利益		198,359
販売費及び一般管理費		180,370
営業利益		17,989
営業外収益		
受取利息及び配当金	445	
受取保険金	373	
その他	568	1,387
営業外費用		
支払利息	348	
デリバティブ評価損	555	
為替差損	82	
固定資産除売却損	333	
その他	1,586	2,905
経常利益		16,471
特別利益		
投資有価証券売却益	544	544
特別損失		
連結子会社の年金基金解散損	335	335
税金等調整前当期純利益		16,679
法人税、住民税及び事業税	4,380	
法人税等調整額	892	5,273
当期純利益		11,406
非支配株主に帰属する当期純利益	195	195
親会社株主に帰属する当期純利益		11,211

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

连帕怀工具个分支到引昇音(2010年4月1日から2019年3月31日まで)							
					(単位:百万円)		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	39,970	12	35,861	△5,507	70,337		
会計方針の変更による 累積的影響額			1,045		1,045		
会計方針の変更を反映した当期首残高	39,970	12	36,907	△5,507	71,382		
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△2,472		△2,472		
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			11,211		11,211		
自己株式の取得				△13	△13		
自己株式の処分		10		46	56		
連結子会社株式の取得による持分の増減		△564			△564		
利 益 剰 余 金 か ら 資本剰余金への振替		542	△542		_		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	_	△12	8,196	32	8,216		
当 期 末 残 高	39,970	_	45,103	△5,474	79,599		

	その他の包括利益累計額					新株	非支配	純資産	
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ 損益		最小年金負債調整額		その他の包括利益累計額合計	予約権	株主持分	合計
当 期 首 残 高	2,181	△22	10,207	△655	468	12,180	153	10,543	93,215
会計方針の変更による 累積 的 影響 額								547	1,592
会計方針の変更を反映した 当期 首残高	2,181	△22	10,207	△655	468	12,180	153	11,090	94,807
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当									△2,472
親会社株主に帰属する									11,211
当期純利益									
_自己株式の取得									△13
自己株式の処分									56
連結子会社株式の取得									△564
による持分の増減									△504
利益剰余金から									_
資本剰余金への振替									
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△345	43	△1,096	196	320	△881	△5	△1,378	△2,266
当期変動額合計	△345	43	△1,096	196	320	△881	△5	△1,378	5,950
当期末残高	1,835	21	9,111	△458	788	11,298	147	9,712	100,758
	,,,,,,		- /			,		- , –	,

計算書類

貸借対照表(2019年3月31日現在)

(単位:百万円)
金額

科目	金額
資産の部	
流動資産	104,170
現金及び預金	17,977
グループ預け金	9,996
受取手形	2,161
売掛金	45,453
商品及び製品	11,353
仕掛品	1,054
原材料及び貯蔵品	3,055
未収入金	7,882
短期貸付金	43,389
その他	2,358
貸倒引当金	△40,511
固定資産	100,501
有形固定資産	10,466
建物	3,968
構築物	154
機械及び装置	1,115
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	3,637
土地	1,189
リース資産	11
建設仮勘定	389
無形固定資産	6,297
ソフトウェア	4,123
その他	2,173
投資その他の資産	83,736
投資有価証券	3,816
関係会社株式	42,733
関係会社出資金	8,870
繰延税金資産	14,703
差入保証金	2,170
長期未収入金	9,608
その他	2,856
貸倒引当金	△1,022
資産合計	204,671

	(単位:百万円)
科目	金額
負債の部	
流動負債	104,721
支払手形	382
買掛金	46,024
未払金	10,730
未払費用	6,157
預り金	36,426
その他	4,999
固定負債	22,051
退職給付引当金	20,353
その他	1,698
負債合計	126,773
純資産の部	
株主資本	76,223
資本金	39,970
資本剰余金	22
その他資本剰余金	22
利益剰余金	41,705
利益準備金	384
その他利益剰余金	41,320
圧縮記帳積立金	51
繰越利益剰余金	41,268
自己株式	△5,474
評価・換算差額等	1,526
その他有価証券評価差額金	1,505
繰延ヘッジ損益	21
新株予約権	147
純資産合計	77,898
負債純資産合計	204,671

p.1

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

科目	金額		
売上高		249,394	
売上原価		177,641	
売上総利益		71,752	
販売費及び一般管理費		66,394	
営業利益		5,358	
営業外収益			
受取利息	859		
受取配当金	3,079		
その他	493	4,432	
営業外費用			
支払利息	545		
為替差損	282		
その他	628	1,456	
経常利益		8,335	
特別利益			
投資有価証券売却益	506		
貸倒引当金戻入額	1,682	2,188	
税引前当期純利益		10,523	
法人税、住民税及び事業税	568		
法人税等調整額	1,079	1,647	
当期純利益		8,875	

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

								(-)	-IT . [[]]]		
	株主資本										
		資本乗	工剰余金 利益剰余金		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金		益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	39,970	12	12	137	51	35,113	35,301	△5,507	69,777		
当期変動額											
剰余金の配当				247		△2,719	△2,472		△2,472		
当期純利益						8,875	8,875		8,875		
自己株式の取得								△13	△13		
自己株式の処分		10	10					46	56		
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)											
当期変動額合計	_	10	10	247	_	6,155	6,403	32	6,446		
当期末残高	39,970	22	22	384	51	41,268	41,705	△5,474	76,223		

		評価・換算差額等				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計	
当期首残高	1,816	△22	1,794	153	71,725	
当期変動額						
剰余金の配当					△2,472	
当期純利益					8,875	
自己株式の取得					△13	
自己株式の処分					56	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△311	43	△267	△5	△273	
当期変動額合計	△311	43	△267	△5	6,173	
当期末残高	1,505	21	1,526	147	77,898	

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

東芝テック株式会社 取締役 会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 萩 森 īF 彦 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岸 信 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東芝テック株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連 結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監 杳を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示する ことにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判 断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

監查報告

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにあ る。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人 に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実 施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人 の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的 は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適 切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採 用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討する ことが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東芝テック株 式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に 表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

東芝テック株式会社 取締役会 強中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 萩 森 正 彦 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岸 信 一 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東芝テック株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

p 1

P.24

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②内部統制システム(取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制)の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等から当該内部統制の評価の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からその構築及び運用の状況について報告を受けました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等 変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等 変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

東芝テック株式会社 監查役会 監査役(常勤) 川澄 晴 雄 (ED) 吉 佐 藤 成 (ED) 監査役(常勤) 渕 夫 \mathbb{H} 秀 (EI) 監査役 京 子 宮 (ED) 監査役 奥

注)監査役田渕秀夫及び監査役奥宮京子は、社外監査役であります。

メモ

メモ





